

秋選管告示第四十八号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和八年三月三十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹田勝美

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程（昭和三十四年秋選管告示第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第二		別表第二	
名称	所在地	名称	所在地
介護老人保健施設 湖東老健	南秋田郡五城目町大川西野字 堤ノ内一番地一	医療法人正和会介 護老人保健施設湖 東老健	南秋田郡五城目町字上町二百 八十四番地の一
略	略	略	略

附 則

この規程は、公布の日から施行する。